

③<<外国人材>>国家戦略特区等にかかる再検討要請回答

	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1	東京都	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の制度改正【改善】 ①事業所要件	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の事業所確保要件の緩和について、初回更新時と同様の認定を行うことで、2年目もコワーキングスペースを「事業所」として認め、スタートアップの起業を促進する。	スタートアップ対象のコワーキングスペースが増える中、事業所認定は在留資格「経営・管理」の初回更新時(1年)に限定されている。	・国家戦略特別区域法第16条の6 ・国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更、在留期間の更新のガイドライン	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用して、在留資格「経営・管理」をもって本邦に在留し、創業活動の継続を希望する者から、引き続き創業活動を行うことを目的として、入管法第21条の規定に基づき在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可申請があった場合には、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由を判断するに当たり、コワーキングスペースやシェアオフィス等といった構造上及び利用上の独立性を有していない区画を事業所として利用していることを地方公共団体から一定の要件を確認した上で、特例として上陸基準省令の事業所の確保に係る基準に適合しているものとして取り扱ふところ、2回目の在留期間更新許可申請についても本特例を活用できるようにする。	法務省	在留資格「経営・管理」における事業所確保要件は、上陸基準省令に定められた規定であり、同要件に適合しない期間を長期間認めることは困難である。 一方で、令和4年12月の国家戦略特区諮問会議において「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用して入国後、初回の在留期間更新時に必要な事業所については、自治体が認定するコワーキングスペース等を最大1年間認める特例の全国展開に関して、2022年度中に検討を開始する旨を決定しており、引き続き必要な検討を行うこととしたい。	IT技術の進歩や働き方の多様化により、コワーキングスペースを事業所とすることへの需要の高まりを踏まえ、全国展開に向けた検討に当たっては、都の本提案を反映の上、進めていただきたい。なお、本提案は、コワーキングスペースの事業所認定を2回目の更新時においても認めていただきたいものであり、上陸基準省令に定められた事業所確保要件に適合しない期間を長期間認めることを求める趣旨ではないことから、改めてご検討願いたい。	法務省	特区創業活動促進事業のコワーキングスペースの特例は、当該基準省令に定められた事業所確保要件(構造上及び利用上の独立性を有していること)を満たさない場合でも、1年後の在留期間更新許可申請時まで同要件に適合した事業所を確保できるよう関係地方公共団体による支援が適切に行われること等を要件として、上陸基準省令に定められた事業所確保要件に適合しない期間を「1年」に限り認める特例であり、当該特例を次回更新時にも認めることは、同要件に適合しない期間を長期間認めることとなり、対応は困難である。 一方で、当該特例の全国展開に関しては、検討を開始しており、引き続き必要な検討を行っていく。
2	東京都	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の制度改正【改善】 ②資金要件	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業による在留資格の要件の一部である資本金の額又は出資の総額の500万円から300万円へ緩和することで、若手のスタートアップ起業家に対し、申請の窓口を広げる。	申請時点で「500万円以上の国内での投資・資本金等」を準備する必要があり、若手のスタートアップ起業家にとってハードルが高い。	・国家戦略特別区域法第16条の6 ・国家戦略特別区域法施行令第22条 ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	○国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業における出入国管理及び難民認定法の特例として、地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受ける際に、現在「資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。」を見込まれる確認のところ、「資本金の額又は出資の総額が三百万円以上であること。」にする。  ○国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業により「経営・管理」の在留資格が決定された外国人が、6カ月後に行う在留期間更新許可申請時の要件において、現在「資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。」のところ、「資本金の額又は出資の総額が三百万円以上であること。」にする。	法務省	在留資格「経営・管理」については、在留の途中で事業が立ち行かなくなり、在留活動が途切れることが想定されるような場合には、在留資格「経営・管理」に該当する活動を行うものとは認められないところ、上陸基準省令の「資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用」という基準は、外国人の方が経営又は管理に従事する事業が安定的・継続的に行われることを確認するための重要な基準であって、「経営・管理」の根幹に関わるものであるため、緩和することは現状、困難である。 なお、御提案における「若手のスタートアップ起業家にとってハードルが高い」旨の御指摘については、既に平成30年から、申請人が地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定され、地方公共団体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合において、当該地方公共団体が事業所に係る経費を申請人に代わり負担していることと認められるときには、その他に当該地方公共団体から受ける起業支援に係る経費を含め、申請人に代わり負担している金額を最大で年間200万円まで考慮し、申請人が投下している金額と合わせて500万円以上となる場合は、基準を満たしているものとして取り扱っているため、活用いただきたい。	都の提案主旨は、申請人が地方公共団体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合において、当該地方公共団体が事業所に係る経費を申請人に代わり負担していることと認められるときのみならず、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用するすべての外国人起業家を対象にハードルを下げていきたいものである。また、上記の制度は各自治体の財政力や施設整備状況によっても適用が左右されることから、他自治体も含めて公平に資本金要件を緩和していただくべく、改めてご検討願いたい。	法務省	当庁としてもスタートアップ起業家の支援施策は重要と考えているところ、前回回答で触れた、地方公共団体が事業所に係る経費を申請人に代わり負担している場合の取扱いについて、さらに取扱いの明確化を行うこととしており、また、在留資格「経営・管理」における事業規模要件自体についても、コンバーティブル・エクイティを含む有償新株予約権による資金を「資本金500万円」に算入することが可能検討する予定である。 他方で、在留の途中で事業が立ち行かなくなり、在留活動が途切れることが想定されるような場合には、在留資格「経営・管理」に該当する活動を行うものとは認められないところ、上陸基準省令の「資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用」という基準は、外国人の方が経営又は管理に従事する事業が安定的・継続的に行われることを確認するための最低限の必要不可欠な基準であって、「経営・管理」の根幹に関わるものであるため、当該基準の緩和は現状困難である。
3	東京都	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の制度改正【改善】 ③在留期間	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の特例準備期間を6カ月から1年に延長することで、異国で挑戦する起業家が必要とする時間を確保するとともに、銀行口座開設時の敷居を下げる。	現在の特例準備期間(6カ月)では、来日後の事業開始に必要な準備期間としては短く、銀行口座開設時の障害にもなっている。	・国家戦略特別区域法第16条の6 ・国家戦略特別区域法施行令第22条 ・国家戦略特別区域法施行規則第5条	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業における出入国管理及び難民認定法の特例として、地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受ける等の基準を満たした外国人について、通常は上陸時に求められる在留資格「経営・管理」に係る要件を上陸後、現在「6カ月経過するまでの間に満たせばよいこと」とのところで、「1年経過するまでの間に満たせばよいこと」にし、経営・管理の在留資格を決定する場合における在留期間は現在、「6カ月」のところ、「1年」にする。	法務省 金融庁	御提案における「現在の特例準備期間(6カ月)では、来日後の事業開始に必要な準備期間としては短く」の旨のご指摘については、令和4年12月に改訂した「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更、在留期間の更新のガイドライン」に基づき、外国人起業活動促進事業及び国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を併せて活用することで、最長1年6月間の創業活動と、更に6月間のコワーキングスペースの特例の活用が認められることから、積極的に活用願いたい。 なお、2022年12月に公表された「規制改革推進に関する中間答申」の内容を踏まえ、金融庁が関係省庁と連携して、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用する外国人起業家が、本邦に入国後6月以上経過又は本邦内での事務所勤務の双方を満たしていない状態で、預金口座の開設を申し出た際、当該在留資格の認定のため事業実施主体が発行した起業準備活動計画確認証明書の提示等の要件を満たす場合には、当該外国人に対して居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、令和4年度中に所要の措置済みである。 従って、本措置後、特例準備期間にかかわらず、当該外国人は預金口座の開設が可能となる為、そうした観点からの対応は不要である。	都の提案趣旨は、各自治体が指定した事業分野の起業のみがビザ発給対象者である外国人起業活動促進事業からの通算という一部事例をもって実現するものではない。また保有するビザの変更や更新に伴い、来日外国人は相応の書類準備や心労・手間を経験することとなるため、二つのビザを併用するのではなく、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業をより使いやすくなることが必要である。さらに、在留期間を1年に延長することで日本の生活環境に適応した上で、創業準備のための市場調査や事業計画の見直し等に取り組めるため、確度の高い外国人起業家を輩出できる。以上の理由から、本提案について改めてご検討願いたい。	法務省 金融庁	外国人起業活動促進事業及び国家戦略特区創業活動促進事業のいずれにおいても、「申請に係る事業の業種、内容、態様等」が、当該事業実施地域において「産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであるか」について、地方公共団体において主體的に判断を行っていただいているものであり、そのため、地方公共団体が指定した事業分野のみが対象となる可能性がある点は、両事業に差異はなく、創業活動促進事業においても同様である。 については、令和4年12月、外国人起業活動促進事業及び国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を併せて活用することで、最長1年6月間の創業活動を認め、その後も引き続き6月間のコワーキングスペースの特例の活用を認める措置を講じ、まさに起業準備活動のための在留期間の延長を認めたところであることから、当該措置を積極的に活用いただきたい。